



No. 32092-5

計 量 証 明 書

俱知安町長 西江 栄二 殿

平成29年9月5日

計量証明事業登録 北海道第608号
北海道第705号
北海道第801号

〒065-0016

札幌市東区北16条東19丁目1番14号
日本データーサービス株式会社

代表取締役 石原知樹 (印)

TEL 011(780) 1111 (代表)

札幌市東区北16条東19丁目1番16号

環境計量士氏名

第 3083 号 松 崎 陽 (印)

TEL 011(780) 1114 (直通)

このたび、ご依頼をいただきました
試料について、下記のとおり計量の結
果を証明いたします。

記

計量の対象	計量の方法	計量の結果
地下水中の カドミウム他	別紙1 (No. 32092-5a) に 記載のとおり。	別紙2 (No. 32092-5b) に 記載のとおり。
受 付 日 ; 平成29年8月8日 試 料 採 取 日 ; 平成29年8月8日 試 料 採 取 場 所 ; 俱知安町清掃センター 試 料 採 取 者 ; 日本データーサービス株式会社 以 上		

表 計量の対象及び計量の方法

計量の対象	計量の方法	備考 (定量下限値)
カドミウム	JIS K 0102の 55. 3	0. 001 mg/L
鉛	JIS K 0102の 54. 3	0. 005 mg/L
総水銀	S46環境庁告示第59号 ^{注2)} 付表1	0. 0005 mg/L
シアン	JIS K 0102の 38. 1. 2及び38. 3	0. 1 mg/L
六価クロム	JIS K 0102の 65. 2. 4	0. 005 mg/L
有機リン	S49環境庁告示第64号 ^{注3)} 付表1	0. 1 mg/L
アルキル水銀	S46環境庁告示第59号 ^{注2)} 付表2	0. 0005 mg/L
PCB	S46環境庁告示第59号 ^{注2)} 付表3	0. 0005 mg/L
トリクロロエチレン	JIS K 0125の 5. 1	0. 001 mg/L
テトラクロロエチレン	JIS K 0125の 5. 1	0. 001 mg/L
ジクロロメタン	JIS K 0125の 5. 1	0. 002 mg/L
四塩化炭素	JIS K 0125の 5. 1	0. 0002 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125の 5. 1	0. 0004 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125の 5. 1	0. 01 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125の 5. 1	0. 004 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125の 5. 1	0. 1 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	JIS K 0125の 5. 1	0. 0006 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125の 5. 1	0. 0002 mg/L
ベンゼン	JIS K 0125の 5. 1	0. 001 mg/L
チウラム	S46環境庁告示第59号 ^{注2)} 付表4	0. 0006 mg/L
シマジン	S46環境庁告示第59号 ^{注2)} 付表5	0. 0003 mg/L
チオベンカルブ	S46環境庁告示第59号 ^{注2)} 付表5	0. 002 mg/L
ひ素	JIS K 0102の 61. 2	0. 005 mg/L
セレン	JIS K 0102の 67. 2	0. 002 mg/L
硝酸性窒素	JIS K 0102の 43. 2. 5	0. 5 mg/L
亜硝酸性窒素	JIS K 0102の 43. 1. 1	0. 05 mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ^{注1)}	計算による。	—
ふっ素	JIS K 0102の 34. 1	0. 08 mg/L
ほう素	JIS K 0102の 47. 3	0. 02 mg/L
1, 4-ジオキサン	S46環境庁告示第59号 ^{注2)} 付表7	0. 005 mg/L
クロロエチレン	JIS K 0125の 5. 1	0. 0002 mg/L
ダイオキシン	JIS K 0312	—

注1) 計量法第107条の対象外項目。

注2) 「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、最終改正;平成28年3月30日 環境省告示第37号)

注3) 「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」

(昭和49年9月30日 環境庁告示第64号、最終改正;平成26年3月20日 環境省告示第41号)

表 計量の結果及び基準値

計量の対象	単位	計量の結果		参考 (基準値 ^{注3)})
		地下水・上流	地下水・下流	
採水年月日	—	8月8日	8月8日	—
採水時刻	—	11:03	10:20	—
天候	—	晴	晴	—
気温	℃	26.7	26.9	—
水温	℃	11.5	12.4	—
透視度	度	30 以上	5	—
外観	—	無色	微褐色	—
臭気	—	無臭	無臭	—
カドミウム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.003 以下
鉛	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 以下
シアン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	検出しないこと。
六価クロム	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
有機リン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	—
アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	検出しないこと。
PCB	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	検出しないこと。
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
ひ素	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下
セレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	0.5 未満	0.5	—
亜硝酸性窒素	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.55 未満	0.55 未満	—
ふっ素	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	—
ほう素	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	—
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
クロロエチレン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.002 以下
ダイオキシン類 ^{注2)}	pg-TEQ/L	0.000026	0.015	—

注1) 計量法第107条の対象外項目。

注2) 株式会社環境総合リサーチ発行の計量証明書（発行番号：W-170800090, W-170800091）より引用。

注3) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第2

(昭和52年3月14日 総務省・厚生省令第1号、最終改正：平成29年6月9日 環境省令第12号)